



**水道に関する悪質な「点検商法」や「訪問販売」にご注意を!**

**不審な場合は身分証明書の提示を求めて!**

市の上下水道部職員と、上下水道業務を委託している上下水道部お客様センター従業員は、常に身分証明書を携帯しています。



なお、市では次のようなことは行っていません。

- 水道メーターを交換した際の料金徴収
- ご依頼がないのに水質・水圧検査や清掃・点検修理を行ってお金をいただくこと
- 浄水器の訪問販売やレンタル・あっせんを行ってお金をいただくこと

☎ 上下水道部 経営総務室 ☎ 63-4114



**水道管の「凍結」にご注意ください**

**凍結しやすい場所** 風当たりの強い屋外にある水道管、北向きで日陰にある水道管など

**凍結を防止する方法** 市販の保温材もしくは毛布・布を蛇口や水道管に巻く。その上から防水性のあるものを巻いてビニールテープなどを巻き上げて固定する。

**水道管が凍ってしまったら** 自然にとけるのを待つか、蛇口を開けて、蛇口や水道管にタオルをかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりとかける(急に熱湯をかけると水道管が傷み破裂する恐れがあります)。

※凍結が改善されないときや水道管が損傷したときは、名張市指定給水装置工事事業者(市ホームページに掲載)へご相談ください。

☎ 上下水道部 水道工務室 ☎ 63-4112



**「消防出初式・一斉放水」を開催**

日時 平成28年1月10日 午前9時～  
場所 HOS名張アリーナ(総合体育館)

◎式典終了後、午前11時45分(予定)には、名張川左岸鍛冶町橋下流において虹色の一斉放水を行います(雨天中止)。

☎ 消防救急室 ☎ 63-5990



**DV 防止啓発講演会を開催**

◎申込不要。参加無料

日時 平成28年1月16日 午後1時30分～3時  
場所 市役所1階大会議室

演題 「えっ?! これもDV?! 知って築こう! ふたりがシアワセな関係」

講師 北川 智代さん(三重県男女共同参画センターフレンテみえ職員) 定員 150人

◎託児希望は、12月28日 午前9時から平成28年1月4日 まで、氏名、電話番号、お客様の名前・年齢を書いて、メール(kyodo@city.nabari.mie.jp)で申込(先着5人)

☎ 人権・男女共同参画推進室 ☎ 63-7559



**漏水による水道料金減免をご存じですか?**

対象 地中配管などの見えない箇所での漏水で、名張市指定給水装置工事事業者(市ホームページに掲載)で修理を行ったもの

申請方法 漏水修理後、所定の申請用紙で申請してください。※修理業者による証明が必要  
減免額 漏水量の2分の1に相当する水道料金  
※漏水量とは、検針水量から前年同期水量を差し引いたもの。詳しくは、問い合わせ先へ

☎ 上下水道部 お客様センター ☎ 63-4111



**「第30回名張青蓮寺湖駅伝競走大会」参加者募集**

日時 平成28年2月28日 午前8時  
30分受付、午前10時15分スタート

コース 青蓮寺湖周回道路

対象 高校生以上

種目/参加費 ▼男子の部 6区間/1万2,000円 ▼女子の部・男女混成の部 5区間/1万円

※高校生のみのチームは半額

※男女混成の部は賞対象外

申込 平成28年1月8日 午後2時から2月10日 午後5時までに、武道交流館いきいきにある申込書に参加費を添えて同窓口へ

☎ 名張市体育協会(武道交流館いきいき内) ☎ 62-4141



**ワクワク健康づくり体操教室参加者募集**

日時 平成28年1月12日 午後1時30分～3時

場所 赤目公民館

内容 ストレッチ、筋力トレーニング、簡単なエアロビクス ※無料見学もできます。

定員 15人程度 ※先着順 参加費 500円

持ち物 バスタオル・運動靴・飲み物など

◎申込方法など詳しくは、電話で問い合わせ先へ

☎ 名張健康づくりをすすめる会(永谷) ☎ 61-0560



**～鯉のぼりを再び大空へ～  
鯉のぼりをご寄贈ください**

比奈知ダムでは、4月下旬から5月上旬にかけて、地元の皆さんからいただいた「鯉のぼり」を泳がせています。しかし、損傷などにより、使える鯉のぼりが年々減ってきています。

ご家庭で眠っている「鯉のぼり」があれば、ご寄贈ください。なお、ご寄贈いただく鯉のぼりは、本体のみとさせていただきます。

◎詳しくは、問い合わせ先へ

☎ 比奈知ダム管理所 ☎ 68-7111



**年金通信**

**年金支給対象年齢になると年金の請求書や年金に関するお知らせ(はがき)が事前に送付されます**

■支給開始年齢の3カ月前に送付されるもの  
年金請求書 対象…60歳で報酬比例部分相当の老齢厚生年金を受ける権利が発生する人(※1)

(※1)平成25年4月1日より、昭和28年(女性は昭和33年)4月2日以降生まれの人から、支給開始年齢が3年ごとに1歳ずつ引き上げられています。

◎来年2月に受給年齢を迎える人は、被用者年金制度の一元化により日本年金機構または共済組合などのどちらか一方から年金請求書が送付されます(企業年金などは別に送られます)。

**年金に関するお知らせ(はがき)**

対象①…65歳からの老齢基礎年金、老齢厚生年金(厚生年金保険・船員保険の加入期間がある人)を受ける権利が発生する

人。はがきには、受給資格がある旨と、特別支給の老齢厚生年金の受給権(※2)について記載しています。

(※2)厚生年金の加入期間が12カ月未満であった人が、12カ月以上になった時には、特別支給の老齢厚生年金を受ける権利が発生します。

対象②…日本年金機構が基礎年金番号で管理している年金加入記録だけでは、老齢基礎年金受給資格が確認できない人

■65歳になる3カ月前に送付されるもの  
年金請求書 対象…65歳で老齢基礎年金、老齢厚生年金(厚生年金保険・船員保険の加入期間がある人)を受ける権利が発生する人

☎ ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165  
※IP電話・PHSは、☎ 03-6700-1165へ

年金相談 日時 平成28年1月12日 午前10時～午後3時(受付は午後2時45分まで)  
場所 産業振興センターアスピア(南町) ☎ 保険年金室 ☎ 63-7445



**事業主の皆さんへ  
個人住民税の特別徴収を実施していただきます**

給与所得者の個人住民税(市民税・県民税)は法令により、事業主の皆さんが給与から特別徴収して、給与所得者に代わって納入することとなっています。

事業主の皆さんは、パート、アルバイト、期限付き雇用従業員を含む全ての従業員を対象に特別徴収を実施してください。ただし、普通徴収切替理由書の事由に該当する場合に限り、普通徴収へ切り替えることができます。詳しくは、市ホームページが問い合わせ先へ

☎ 課税室 ☎ 63-7429